

工事担任者の養成課程の実施要目を定める件新旧対照表

○昭和六十年郵政省告示第二百二十五号

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>工事担任者規則（昭和六十年郵政省令第二十八号）第二十五条第五号の規定に基づき、養成課程の実施要目を次のように定める。</p>	<p>工事担任者規則（昭和六十年郵政省令第二十八号）第二十五条第五号の規定に基づき、養成課程の実施要目を次のように定める。</p>
<p>一 面接授業の場合</p> <p>1 毎日授業（工事担任者規則第二十五条第五号に規定する授業科目のものをいう。以下同じ。）を行うこと。ただし、土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日についてはこの限りではないこと及び総務大臣が他の授業方法によることが適当と認めた場合は、その方法によること。</p> <p>2 一日の授業時間は、三時間以上六時間以内の時間とすること。ただし、総務大臣が他の授業時間によることが適当と認めた場合は、その授業時間によること。</p> <p>3 授業の時間割は、標準として、授業時間の単位を六十分又は九十分の時間とし、かつ、一日の一の授業と次の授業との間に適切な休憩時間をとること。</p> <p>4 授業科目別の授業要領は、工事担任者規則第七条に規定する試験科目の国家試験に合格するに十分な知識及び技能を養うことを目標として、別表第一号から別表第三号までに掲げるところによること。</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 工事担任者規則第二十五条第七号に規定する多様なメディアを高度に利用して行う授業においては、前三項の規定によらないことができる。</p> <p>五 授業科目別の授業要領は、工事担任者規則第七条に規定する試験科目の国家試験に合格するに十分な知識及び技能を養うことを目標として、別表第一号から別表第三号までに掲げるところによる。</p> <p>六 その他有効適切な授業計画によること。</p>
<p>二 多様なメディアを高度に利用して行う授業の場合</p> <p>1 授業科目別に講師を配置し、設問解答、添削指導、質疑応答等による</p>	

指導を行うものであること。

2 授業科目別に受講者の修得状況を確認するための中間試験を実施するものであること。

3 受講者の学習履歴や進ちよく状況などを管理し、進ちよく状況が好ましくない受講者に対して指導を行うものであること。

4 受講者による当該メテアへの接続が集中した場合においても学習活動に支障を来すことがないよう、当該メテアの利用状況を管理するものであること。

5 授業科目別の授業要領は、前項第4号に掲げるところによること（授業時間数を除く。）。

別表第一号 電気通信技術の基礎
(表略)

別表第二号 端末設備の接続のための技術及び理論
(表略)

別表第三号 端末設備の接続に関する法規
(表略)

別表第一号 電気通信技術の基礎
(表略)

別表第二号 端末設備の接続のための技術及び理論
(表略)

別表第三号 端末設備の接続に関する法規
(表略)